

令和8年度 胎内市の認知症施策について

令和 8 年 3 月_健康長寿推進係

1 目 的

市は、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族の意思を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。国の「認知症施策推進大綱」に基づき、「共生」と「予防」を両輪として認知症施策を推進する。

2 強化する取組

- (1) 早期発見および早期対応の推進
- (2) 適切な支援体制の強化
- (3) 正しい知識の普及啓発
- (4) 認知症の人とその家族を温かく見守る地域づくりの推進

3 認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)の配置および役割

- (1) 「やまぼうし」を認知症強化型支援センターとして位置づける
- (2) 「社協」「愛広苑」「やまぼうし」「ちゅーりっぷ苑」の各地域包括支援センター(以下「包括」という。)に配置する推進員は、各圏域における早期対応、個別支援および地域づくりの実働の中心として、関係機関と連携しながら地域展開を推進する。
- (3) 市は、基幹型の役割を担い、包括の後方支援・広域調整・施策推進を行う。

4 認知症強化型地域包括支援センターの役割

認知症強化型地域包括支援センターは、市担当者と連携し、次の役割を担う。

- (1) 市全体の施策企画および地域課題の集約
- (2) 認知症総合支援事業の実施
- (3) 困難事例への対応および広域調整
- (4) 医療機関および認知症初期集中支援チーム等との専門的連携
- (5) 各包括に配置する推進員への助言および後方支援
- (6) 個別相談
- (7) 多職種を対象にした専門職研修の企画および資質向上支援
- (8) 認知症初期集中支援チームに係る事業の実施
- (9) 認知症一体的支援プログラム、チームオレンジプラスたいないの企画と実施

5 各地域包括支援センターに配置する推進員の役割(圏域担当)

各包括に配置する推進員は、担当圏域における実働の中心として、次の役割を担う。

- (1) 認知症担当者(推進員)会議において、事業の企画および運営を行う
- (2) 早期発見および早期対応の推進
 - ア 総合相談における認知症の気づきの把握
 - イ 医療機関および認知症初期集中支援チームへの適切なつなぎ

(3) 個別支援

- ア 本人および家族支援の中心的役割
- イ 状態変化に応じたサービス調整、継続支援
- ウ 包括内の相談役

(4) 地域づくりの推進

- ア 認知症カフェ等の立ち上げおよび運営支援
- イ 認知症サポーター養成講座の企画および調整
- ウ 見守り体制構築への働きかけ

(5) 地域のネットワークの強化

- ア 担当地区内の医療機関との関係構築
- イ 介護事業所、民生委員等との連携強化
- ウ 地域課題の把握および強化型包括「やまぼうし」への共有

■ 構想

胎内市 R8_認知症施策

- ・ 認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族の意思を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。
- ・ 国の「認知症施策推進大綱」に基づき、「共生」と「予防」を両輪として認知症施策を推進する。

